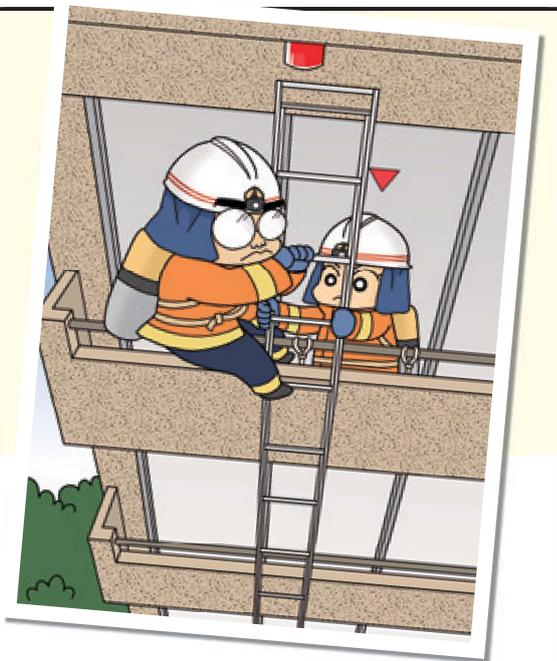


それゆけ! ほむらくんの 消防設備講座!

第9回 非常用の進入口

文:よしむら りょうた 絵:おぎの じゅんこ

今回は、災害時に建物内にいる人々の救助や、消火活動の拠点となる非常用の進入口について解説します。



それは、「非常用の進入口」といわれるものだ。これは、火災発生時、消防隊が屋内進入するための目印として、建築基準法で定められている施設なんだ。



建物の外に、赤いランプとか、三角マークがみえますけど、あれってなんですか？



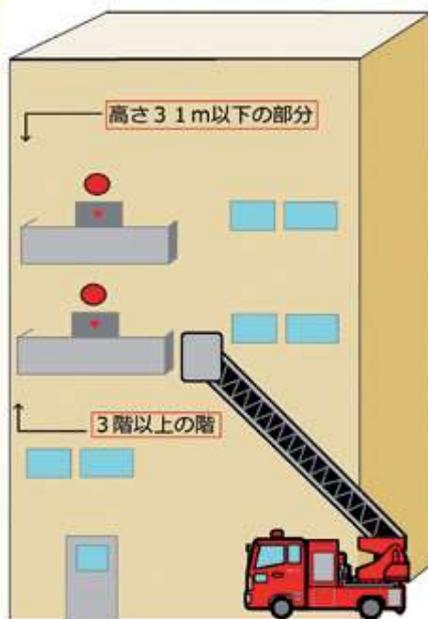
消防隊が建物内にいる人々を救出したり、消火活動を実施するために、外壁の開口部から進入するための施設だ。道や通路のある位置からはしごを使ったり、はしご車から内部へ進入できるように設置されているぞ。



どういった施設なんですか？



どういったところに設置されているんですか？

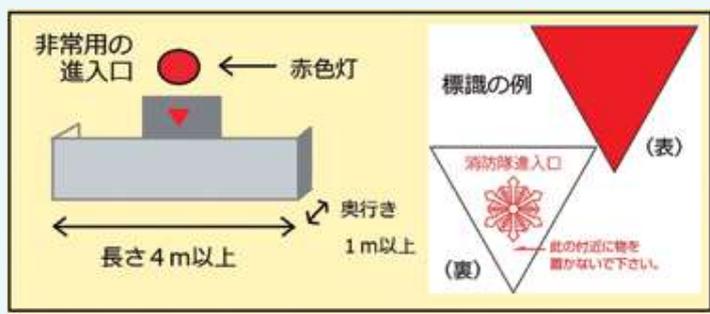


主に、31メートル以下の部分にある3階以上の階に設置されている。

赤色の表示灯や赤色の▼マークで進入口の位置を示している。

消防隊が建物内に入る前の活動拠点として一定以上の大きさのバルコニーが必要なんだ。

また、共同住宅の場合、バルコニーなども非常用の進入口の代わりとなっていることもある。(代替進入口)



非常用の進入口は、火災時には非常に重要な活動拠点となるため、進入口付近やバルコニーには可燃物などの物品を置かないようにしていただき、また、進入口の内部にも、目隠しや柵を置くなどして進入ができないことのないよう、日頃から維持管理に努めていただきたい。

ほむらくんのチェックポイント!!

非常用の進入口

【関係法令】

- ・ 建築基準法施行令第126条の6
- ・ 建築基準法施行令第126条の7

【設置されている対象物】

- ・ 高さ31メートル以下の部分にある3階以上の階に設置が必要

【主な基準】

- ・ 進入口は、道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に設けること
- ・ 進入口の間隔は40メートル以下であること
- ・ 進入口の大きさは、幅75センチメートル以上、高さ1.2メートル以上、床面からの高さ80センチメートル以下であること
- ・ 進入口には外部から開放し、又は破壊して室内に進入できる構造とする(注)
- ・ 奥行き1メートル以上、長さ4メートル以上のバルコニーを設けること
- ・ 外部から見やすい方法で赤色灯の標識を掲示し、及び非常用の進入口である旨を赤色で表示すること

【除外規定】

- ・ 非常用エレベーターを設置した場合
- ・ 外壁面10メートル以内ごとに進入口を設けた場合(代替進入口)

次回 緊急救助用スペース

屋上緊急離着陸場

